

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社パソナグループ			コード	2168
提出日	2025/8/1	異動（予定）日	2025/8/22		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	船橋 晴雄	社外取締役	○													○	有
2	古川 一夫	社外取締役	○													○	有
3	富田 亮平	社外取締役	○												△		訂正・変更 有
4	跡見 裕	社外取締役	○										○				訂正・変更 有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		船橋晴雄氏は、行政及び上場企業の社外役員における豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
2		古川一夫氏は、株式会社日立製作所の取締役代表執行役執行役社長等を歴任し、情報通信をはじめとする技術分野の知見と企業経営・組織運営における豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
3	同氏が理事長を務める公益社団法人日展に対し、当社が能登半島地震による被災地域在住の美術作家への支援のため2024年5月期に寄付を行ったことから、同氏は「上場会社が寄付を行っている先の業務執行者」に過去に該当しておりましたが、寄付金額は当社の独立性判断基準である100万円を下回っていることから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	富田亮平氏は、金属工芸家として日本芸術院賞の受賞をはじめ、数多くの受賞歴があり、文化庁長官として日本の文化行政を牽引されるなど当社が展開する地方創生事業に欠かせない文化・芸術分野における幅広い知見と、大学経営における豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
4	同氏が理事長を務める学校法人跡見学園より当社子会社が教育研修を受託していることから、同氏は「上場会社の取引先の業務執行者」に該当しておりますが、当該教育研修の受託は跡見裕氏の理事長就任前から毎年受託しているものであり、また過去3事業年度の年間平均取引実績額は当社連結売上高の0.1%未満、学校法人跡見学園の事業活動収入の0.1%程度であることから、金額的重要性はなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	跡見裕氏は当社が展開するヘルスケア事業に欠かせない医学者としての幅広い知見と、理事長及び大学経営における豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、㈱東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
5		

4. 補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準については、コーポレート・ガバナンス報告書に記載のものをご参照ください。 https://www.pasonagroup.co.jp/ir/governance.html
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。